



京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

発行所 京都府

政策法務課

電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入

印刷所 中西印刷株式会社

電話 (075) 441-3155

目次

| 告示 | 示 | ページ |
|--|-----------|-----|
| ○落札者の決定 | (府有資産活用課) | 41 |
| ○京都府介護テクノロジー等定着支援事業 補助金交付要綱の一部を改正する告示 | (地域福祉推進課) | 〃 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 | (南丹広域振興局) | 43 |

| | | |
|------------------|---------|----|
| ○公共測量の実施 | (用地課) | 43 |
| 公 告 | | |
| ○令和7年度行政書士試験の合格者 | (自治振興課) | 〃 |
| ○都市計画法に基づく工事完了 | (建築指導課) | 44 |

告示

京都府告示第39号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年1月30日

京都府知事 西脇 隆俊

- 委託業務の名称及び数量
京都府庁本庁舎の清掃業務 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部府有資産活用課

京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

- 落札決定日
令和7年12月10日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社中央保健工業社
京都市右京区西院清水町65番地の4
- 落札金額
114,444,000円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和7年10月17日

京都府告示第40号

京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月30日

京都府知事 西脇 隆俊

京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱(令和元年京都府告示第363号)の一部を次のように改正する。
第1条中「令和6年度(令和5年度からの繰越分)介護テクノロジー定着支援事業実施要綱(令和6年2月5日付け老発0205第3号厚生労働省老健局長通知)」を「令和7年度(令和6年度からの繰越分)介護テクノロジー定着支援事業実施要綱(令和7年4月9日付け老発0409第20号厚生労働省老健局長通知)」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「(以下「介護サービス事業者」)を「又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム若しくは同法第20号の6に規定する軽費老人ホームの設置者(以下「介護サービス事業者等」)に改める。

第2条第1項中「4の(1)、(2)及び(3)のアの(イ)」を「4の(1)のア及びイ」に改め、同条第2項中「5の(オ)に定めるもの」

を「6に定める科学的介護情報システム」に改め、同条第3項中「7の(4)に定めるもの」を「4に定めるケアプランデータ連携システム」に改める。

第3条第1項第1号中「介護ロボット等導入支援事業」を「介護テクノロジー等導入支援事業」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「4の(3)」を「4の(2)」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「4の(4)」を「4の(3)」に改め、同号を同項第3号とする。

第4条中「満たすもの」を「満たす者」に改め、同条第1号中「法に基づく指定又は許可を受けて」を削り、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「から第3号まで」を「又は第2号」に改め、「のいずれか」を削り、「もの」を「者」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) 国実施要綱6に定める補助要件等を満たしていること。

第8条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第9条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第10条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第11条第2項中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第12条中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

第14条中「別記第6号様式」を「別に定める様式」に、「補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日」を「知事が別に定める期日」に改める。

第15条第1項中「別記第7号様式」を「別に定める様式」に改める。

第17条第1項中「別記第8号様式」を「別に定める様式」に改め、同条第3項中「別記第9号様式」を「別に定める様式」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

| 事業区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助基準額 |
|----------------------------|---|------|------------------------------------|
| 1 介護テクノロジー等導入支援事業 | 国実施要綱4の(1)に定める事業に係る対象経費（次に掲げる費目に係る経費を除く。） (1) 役務費（通信運搬費、手数料及び保守料に限る。） (2) 旅費 (3) 需用費（修繕費に限る。） | 4分の3 | 国実施要綱5の(イ)（表4を除く。）及び(ウ)に定めるところによる額 |
| 2 介護テクノロジー等パッケージ型導入支援事業 | 国実施要綱4の(2)に定める場合に該当する事業に係る対象経費（次に掲げる費目に係る経費を除く。） (1) 役務費（通信運搬費、手数料及び保守料に限る。） (2) 旅費 (3) 需用費（修繕費に限る。） | 同上 | 同上 |
| 3 介護テクノロジー等導入支援一体の業務改善支援事業 | 次に掲げる費目に係る経費 (1) 旅費（国実施要綱4の(3)のアに定める第三者又は国実施要綱4の(3)のイに定める研修の講師に支給するものに限る。） (2) 報償費 (3) 使用料及び賃借料（会場費に限る。） (4) 役務費（印刷製本費及び受講料に限る。） (5) 需用費（資料費及び消耗品費に限る。） (6) 委託料 | 同上 | 1介護サービス事業所当たり45万円 |

備考 補助対象経費には、消費税及び地方消費税額に相当する額を含まない。

別記第1号様式から別記第9号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和8年1月30日から施行し、この告示による改正後の京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。



京都府告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年1月30日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南丹市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第42号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所長から通知があった。

令和8年1月30日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 測量の地域
舞鶴市の一部及び綾部市の一部
- 2 測量の期間
令和7年11月20日から令和8年3月23日まで
- 3 測量の種類
公共測量（車載写真レーザ測量）

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項の規定により実施した令和7年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

令和8年1月30日

京都府知事 西脇 隆俊

| 受験番号 | 受験番号 | 受験番号 |
|---------|---------|---------|
| 5110002 | 5110004 | 5110007 |
| 5110010 | 5110015 | 5110017 |
| 5110019 | 5110021 | 5110023 |
| 5110029 | 5110030 | 5110035 |
| 5110036 | 5110043 | 5110047 |
| 5110049 | 5110059 | 5110063 |
| 5110066 | 5110070 | 5110077 |
| 5110090 | 5110096 | 5110101 |
| 5110104 | 5110111 | 5110130 |
| 5110131 | 5110135 | 5110136 |
| 5110142 | 5110143 | 5110151 |
| 5110156 | 5110157 | 5110167 |
| 5110168 | 5110171 | 5110183 |
| 5110189 | 5110190 | 5110191 |
| 5110196 | 5110207 | 5110213 |
| 5110218 | 5110223 | 5110225 |
| 5110229 | 5110230 | 5110247 |
| 5110251 | 5110260 | 5110270 |
| 5110273 | 5110295 | 5110321 |
| 5110328 | 5110342 | 5110364 |
| 5110371 | 5110383 | 5110389 |
| 5110394 | 5110401 | 5110406 |
| 5110412 | 5110413 | 5110417 |
| 5110424 | 5110434 | 5110446 |
| 5110448 | 5110474 | 5110478 |
| 5110485 | 5110486 | 5110498 |
| 5110502 | 5110505 | 5110514 |
| 5110517 | 5110519 | 5110532 |
| 5110549 | 5110590 | 5110601 |
| 5110608 | 5110609 | 5110613 |
| 5110633 | 5110644 | 5110653 |
| 5110655 | 5110674 | 5110697 |
| 5110703 | 5110713 | 5110718 |
| 5110733 | 5110738 | 5110758 |
| 5110759 | 5110778 | 5110779 |
| 5110789 | 5110806 | 5110808 |
| 5110837 | 5110847 | 5110858 |
| 5110864 | 5110874 | 5110878 |
| 5110881 | 5110894 | 5110900 |
| 5110910 | 5110914 | 5110934 |

| | | |
|---------|---------|---------|
| 5110960 | 5110964 | 5110970 |
| 5110973 | 5110977 | 5110991 |
| 5111012 | 5111017 | 5111042 |
| 5111048 | 5111081 | 5111087 |
| 5111090 | 5111094 | 5111145 |
| 5111156 | 5111186 | 5111218 |
| 5111248 | 5111255 | 5111258 |
| 5111265 | 5111270 | 5111273 |
| 5111282 | 5111336 | 5111393 |



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年1月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市井ノ内朝日寺2の6、2の7、4の2、5の3、5の4、11の2、11の3、12の1、12の4、13の2、13の3、14の1、14の2
(関連区域)
長岡京市井ノ内朝日寺12の3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
向日市上植野町五ノ坪11の1
社会福祉法人向陵会
八幡市八幡土井53の3
社会福祉法人朔日